## 主 文

## 本件各上告を棄却する。

## 理 由

被告人4名の弁護人細井土夫,同成田龍一,同関口悟,同伊神喜弘外3名の上告趣意のうち,判例違反をいう点は,事案を異にする判例を引用するもので本件に適切でなく,その余は,憲法違反をいう点を含め,実質は単なる法令違反,事実誤認,量刑不当の主張であって,刑訴法405条の上告理由に当たらない。

事案の特質にかんがみ,記録を調査しても,同法411条を適用すべき事由は認められない。

よって,同法414条,386条1項3号により,裁判官全員一致の意見で,主 文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 福田 博 裁判官 河合伸一 裁判官 北川弘治 裁判官 梶谷 玄)